

令和 5 年 8 月 1 日

建設業事業者 殿

熊野尾鷲労働基準協会長

建設業の職長教育修了者対象の安全衛生責任者教育追加講習の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、熊野尾鷲労働基準協会では、従来実施の職長教育に加え建設業における安全衛生責任者教育を 10 月 11・12 日に実施致します。

建設業の統括安全衛生責任者を選任した現場では、関係請負人は、統括安全衛生責任者との連絡等の業務を行わせるため、安全衛生責任者を選任することが義務付けられています。また、教育の内容につきましても労働安全衛生規則第40条で教育科目、教育時間等が具体的に規定されております(平成 18 年 6 月 2 日の法改正でリスクアセスメントの項目が追加された)。

従いまして、安全衛生責任者には、従来の職長教育 12 時間コースに加えプラス 2 時間(安全衛生責任者の職務等で 1 時間・統括安全衛生管理の進め方 1 時間)の教育するよう事業者に義務付けております(A 該当者)。また、平成 18 年以前に職長教育を終了された方には、リスクアセスメントの項目について再教育(B 該当者・リスクアセスメントのみの場合 C 該当者)するよう指導があります。下記要領で追加講習を実施しますので該当する事業場におかれましては、この機会に受講させられますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時
A 該当者 : 令和 5 年 10 月 12 日(木) 14:10~16:30
B 該当者 : 令和 5 年 10 月 12 日(木) 8:30~16:30
C 該当者 : 令和 5 年 10 月 12 日(木) 8:30~11:40
2. 場 所 熊野建設業協会 2 階 研修室 (熊野市井戸町 351-2)
3. 教育科目 次ページの教育カリキュラムによる
4. 受講料
A 該当者 : 会 員 3,000 円/人 (テキスト・資料代を含む)
 非会員 4,000 円/人 (同 上)
B 該当者 : 会 員 5,000 円/人 (同 上)
 非会員 7,000 円/人 (同 上)
C 該当者 : 会 員 3,000 円/人 (同 上)
 非会員 4,000 円/人 (同 上)
5. 申込方法 ①別紙申込書に受講料を添えて当協会に申し込み下さい。(ファックス可)
 現金書留、又は、銀行振込
 銀行振込先 百五銀行熊野支店、普通 334767
 ②申込先 〒519-4324 熊野市井戸町井土 351-2 熊野建設業会館内 2 階
 熊野尾鷲労働基準協会 Tel 0597-85-3489 ・Fax 0597-89-7007

6. 申込締切日 令和5年10月3日(火) 郵送の場合、必着でお願いします
 なお、受付は先着順にて行ない、定員に達した時点で締め切ります。
7. 修了証 教育終了後、交付します。

職長・安全衛生責任者追加教育カリキュラム

熊野尾鷲労働基準協会
 令和5年10月12日(木)

	時間	科目	担当
10 月 12 日 (木)	8:00~8:30	受付	講師 熊野尾鷲労働基準協会 中村 忠文
	8:30~11:40 (3時間) <休憩 10分含む>	危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講 ずる処置 テキスト第11章 ビデオ「リスクアセスメントの考え方進め方」 (20分) 事例討議:5	
	11:40~12:30	昼 食	
	12:30~14:00 (1.5時間)	異常時における措置 テキスト第9章	
		災害発生時における措置 テキスト第10章 事例討議:6	
	14:00~14:10	建設業以外の人に修了証交付	事務局
		休 憩	講師 熊野尾鷲労働基準協会 奥田 喜文
	14:10~15:10 (1時間)	安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生法令等の関係条項	
	15:10~15:20	休 憩	
	15:20~16:20 (1時間)	統括安全衛生管理の進め方 安全施工サイクル 安全工程打合せの進め方 「職長・安全衛生責任者教育テキスト」	
16:20~16:30	修了証交付	事務局	